

「北海道漁業就業支援協議会」のサイト
http://h-suisankai.or.jp/conference/

北海道漁業就業支援協議会
北海道水産会・北海道漁業就業支援協議会

北海道で漁師になろう!

HOME 北海道で漁師になろう! 漁師になる方法 漁業就業支援協議会とは 交通アクセス 漁業就業支援フェア情報

最新情報 What's New

2013年07月04日 NEW
漁業就業支援フェア 2013 (東京会場)で北海道漁業のPR!

2013年07月04日 NEW
【平成25年度 第4回北海道漁業就業支援協議会総会】を開催

2013年06月27日 NEW
海陽町立「全道大会」で「北海道漁業就業支援協議会」の指図者発表

2013年06月14日
「漁業就業支援フェア 2013 in 舟部」の模様をNHKで紹介されました!

2013年06月10日
格好いい!

2013年06月10日
国立漁業研究所が研修型短期研修生を募集しています

2013年06月20日
「北海道漁業就業支援フェア 2013 in さっぽろ」を開催しました!

2013年05月20日
「北海道漁業就業支援フェア 2013 in さっぽろ」の会場住所が間違っていました!

2013年05月16日
「漁業就業支援フェア 2013 in 舟部」の開催

2013年05月04日
漁師になることに興味のある方 一度漁業体験してみませんか?

刊行物 MAGAZINES

北海道で漁師になろう 3 NEW
北海道で漁師になろう2
北海道で漁師になろう
漁師という人生3
漁師という人生2
漁師という人生1

リンク OFFICIAL LINK

各種の情報を集めましょう

北海道への移住情報(道庁) 北海道への移住情報(国・道・自治体) 市町村情報(道庁) 北海道の水産情報(道庁)
北海道立漁業研究所 札幌市・北海道 北海道の漁業団体(水産試験場) きょりん
全国漁業就業支援センター

北海道で漁師になろう④

お問い合わせ

北海道漁業就業支援協議会

〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目
北海道水産ビル 一般社団法人 北海道水産会内
TEL.(011)280-3007 FAX.(011)280-3008
E-mail:fish01@h-suisankai.or.jp

※本資料は、平成25年度の新規漁業就業者確保基金事業事務取扱要領に基づき制作したものであり、平成26年度以降については内容が変更される場合があります。

T.M.L.F



北海道で漁師になろう④

私は
漁師に
なれますか?

北海道漁業就業支援協議会

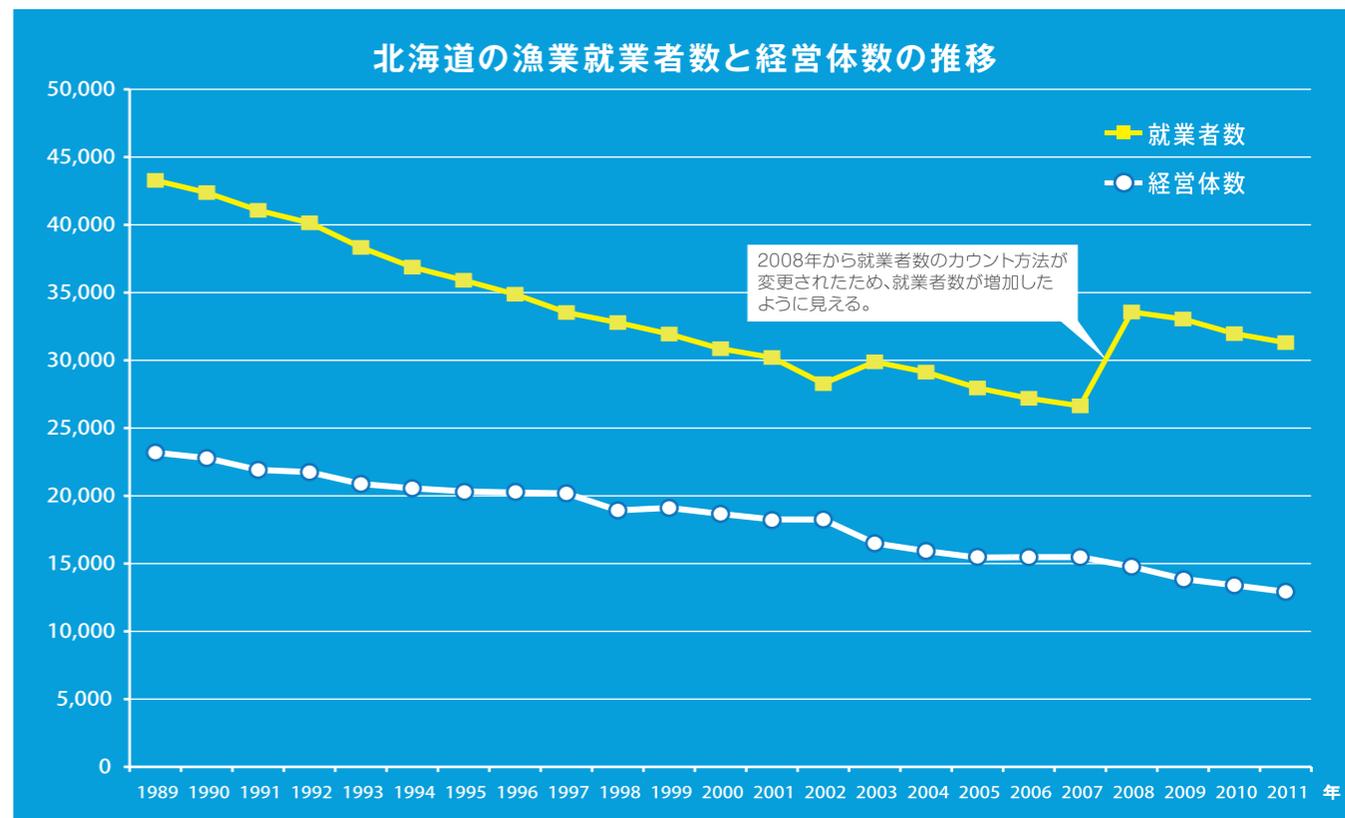
INDEX

北海道の漁業就業者の数は減っているのですか？	1
漁業就業者の年齢構成はどうなっているのですか？	2
新規漁業就業者を受け入れるのはどのような地域ですか？	3
漁師経験のない私がすぐに漁師になれるのですか？	4
北海道漁業就業支援協議会の役割は？	5
北海道で漁師になる推奨プロセスは？	6
漁業就業支援フェアに参加するには？	7
フェアの開催時期と場所は？	7
漁業研修制度を活用して新しい漁師を育成しませんか？	8
漁業者の方がフェアに出展するには？	9
長期実地研修の指導者となる条件は？	9
長期実地研修の具体的内容は？	10
研修中の生活費や住まいは？	11
漁師にとって必要な資格を取るには？	12
研修修了後、沿岸漁業の漁師になる！	13

北海道の漁業就業者の数は減っているのですか？

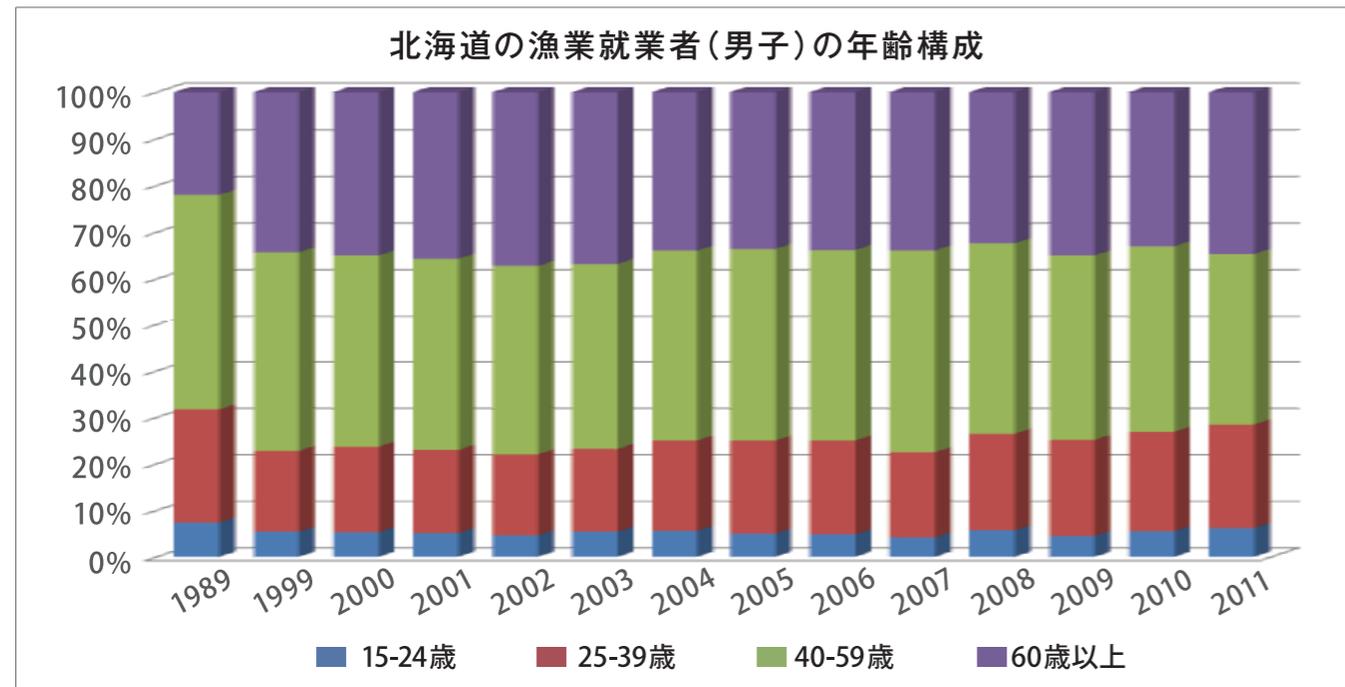
○ 20年以上、漁業就業者の減少傾向は継続しています。

○ 漁業就業者の減少は、平均すると1年に900人以上です。



漁業就業者の年齢構成はどうなっているのですか？

- 13年間(1999-2011年)、60歳以上の漁業就業者(男子)の割合が30%を超えています。
- それに対して、15-24歳の若い人の割合は、13年間5%前後で推移しています。
- 1989年(1999年の10年前)は、60歳以上の割合が22.0%、15-24歳の割合は7.4%でした。
*男子の割合は全体(男子+女子)の86%(2011年)



新規漁業就業者を受け入れるのはどのような地域ですか？

1. 水産資源量や養殖可能施設数と漁業就業者数のバランスがとれておらず、就業者数が不足している地域。
 2. 地域全体として高齢化が進んでおり、漁家子弟の継承が多く見込めず、将来を担う人材が必要な地域。
 3. 1と2、両方の課題を抱えている地域。
- 北海道の日本海域、えりも以西海域の市町村では、将来就業者が不足すると想定している地域が多い。



漁師経験のない私がすぐに漁師になれますか？

雇用される場合

- 最初は見習いです
- なぜなら技術や経験がないから
- 結論：**すぐに一人前の漁師にはなれません！**

独立の場合

- 公共の水面（海、湖、川）を利用するので、法律などのしぼりあり
- 漁業協同組合の**組合員**にならなければ漁業は不可能
- 漁業の許可や**漁業権の取得**あるいは漁船の登録などが必要
- 十分な生活費を稼ぐには漁業技術や経験が必要
- 結論：**すぐには漁師になれません！**



漁業権の取得？ 漁業権漁業とは？ 漁業権漁業には次の3種類があります。

共同漁業

- 沿岸近くの一定エリアで行う採介藻、小定置など各種の漁業
- 各エリアの漁業協同組合が権利を取得
- その漁業協同組合所属の**組合員**が規則に基づき漁業を行う

定置漁業

- 水深27m以上の深い場所に定置した漁具で行う漁業
- 北海道で主にサケを漁獲するため定置した漁具で行う漁業
- 個人（**組合員**）、漁業会社、漁協が免許を取得して行う漁業

区画漁業（特定区画漁業）

- 養殖のために必要な漁業権
 - 北海道ではコンブ、ホタテ、カキ等の養殖が行われている
 - 漁業協同組合が権利を取得し、**組合員**に漁業を行わせる
- * 漁業権漁業以外に、許可漁業、自由漁業（漁業者しかできない）があります。

北海道漁業就業支援協議会の役割は？

北海道漁業就業支援協議会は次の事業を行っています。

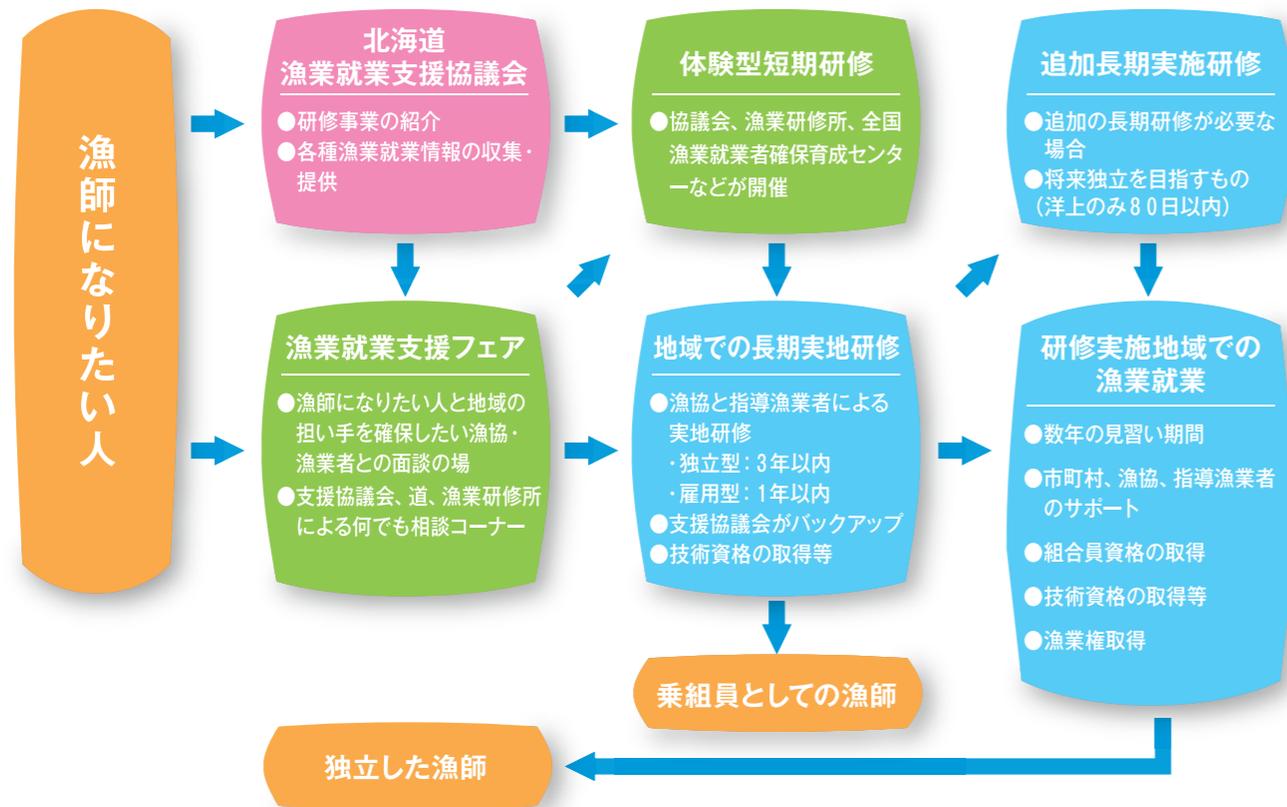
- 漁業就業情報の収集・提供活動
 - 求人、求職などの情報の収集・提供（職業の斡旋は行っていません）
- 漁業就業支援フェア（相談会）の開催
 - 漁業者と漁業未経験の就業希望者との就業相談の場を提供
- 漁業就業準備講習会の開催
 - 漁業就業希望者の職業適否判断の場を提供
 - 短期間の漁業体験
- 新規漁業就業者確保・育成支援
 - 長期の漁業現場での実地研修への支援
- 技術習得支援
 - 長期研修生や新規漁業就業3年未満の漁業者に対して、必要な資格の取得等に支援



北海道漁業就業支援協議会は北海道水産ビル4階です。

北海道で漁師になる推奨プロセスは？

漁師になりたい人は、漁業就業支援フェアに参加して長期実地研修を受けることが漁師になる近道です。



漁業就業支援フェアに参加するには？

- 参加申請は不要
- 参加無料
- 予約不要
- 服装自由
- 誰でも参加可能
※事前に北海道漁業就業支援協議会のホームページなどで情報を収集してください。



フェアの開催時期と場所は？

- 時期：5月（又は6月上旬）と2月
- 場所：札幌市、旭川市、函館市（予定）
- 詳細については、北海道漁業就業支援協議会のホームページ、チラシ（ハローワーク、市町村、総合振興局、高校、大学等に配布）、新聞広告等でお知らせします。

長期実地研修の具体的内容は？

「長期実地研修」とは長期にわたり漁業現場で指導者とともに実際の漁業を行いながら、技術と経験を得る研修です。

○ 研修生受入人数

- 受入人数の制限はなし。ただし、謝金については原則、1受入機関あたり1名分を支給

○ 長期実地研修の研修期間

- 雇用型：1年以内
- 独立型：3年以内

○ 研修場所

- 原則洋上
- 時化等で洋上に出不可能な場合は、漁業機器の整備、漁具・漁網の補修・製作等であれば陸上可
- 養殖業等で陸上作業が一連の作業の一部である場合、陸上作業も可（計画書に記載要）
- 草刈り、除雪あるいは倉庫の清掃等は不可

○ 本事業への協力

- 事務局が行う研修生等への面談、研修に関する調査に協力することが支援を受ける条件

○ 違反行為

- 違反があった場合は、補助金の返還等

○ 長期実地研修の種類

- 雇用型（研修終了後指導機関に雇用される場合）
- 独立型（研修終了後**独立**する場合）

○ 独立の定義

- 常勤の雇用契約（口頭も含む）によって雇用されず、自らの漁獲物を自ら出荷して収入を得る漁業経営

○ 独立型で研修を行う条件

- 指導者は、研修生の独立を目指す**意志を確認**すること
- 指導者は、研修生に**独立可能な漁業種類**を研修させること
- 研修終了後、研修漁業種類の**漁業権行使が可能**なこと
- 独立する時に、**組合員資格が得られる保証**があること
- 研修終了後**1年以内に独立**すること
- 研修終了後もフォローアップ等を行うこと

○ 研修日誌の提出

- 研修日誌は研修を進めるうえでの大切な書類
- 研修日誌は研修生が記入
- 1次受入機関は毎月当協議会に研修日誌を提出

研修中の生活費や住まいは？

研修中の生活費の確保や住居のことは、研修希望者にとって最も心配なことからです。

○ 研修中の収入

- 研修時間**を除いた漁業従事に対して、指導者は研修生に労働対価を支払う

*研修時間とは、当協議会が指導者に対して謝金を支払うことが可能な時間

- 労働条件等を書面にて手交し、写しを当協議会に提出する

○ 研修期間の住居

- 初めて暮らす漁村で、自分で住宅を探すことは大変
- 受入先が相談にのったり、住居を準備する

*これまでの例では、公営の住宅に入ったり、親方の家や民間の家を借りたり、親方の番屋に入ったりしているが、すべて受入先が相談にのっています。



収入を得るためのアルバイト



新規就業者のための町営住宅



指導者の持ち家を借りた例

漁師にとって必要な資格を取るには？

○ 船舶操縦や無線通信資格取得等への支援制度があります

- 支援を受ける資格があるのは、長期実地研修生
- 研修生を含めた就業3年未満の漁業者
(研修生以外でも可) *長期実地研修を受けた人が優先
- 費用の一部である受講料と教材費に対して全額支援



○ 支援できる資格取得等

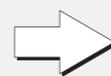
- 1、2級小型船舶操縦士、第2級海上特殊無線技士、潜水士、フォークリフト、玉掛け・小型移動式クレーン、丙種・乙種第4類危険物取扱者、流通・加工等の国家資格及び技術習得
- 経理・税務等の知識及び技術習得
- その他(協議会の審査要)



研修修了後、沿岸漁業の漁師になる！

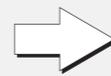
● 雇用型研修生の場合

- 指導者に雇用され、漁師見習いとなる
- キャリアを積み、優秀な漁師を目指す



● 独立型研修生の場合

- 組合員になる
- 漁業権行使ができるようになる
- 自分の船や漁具等を入手
- キャリアを積み、完全に自立した漁師を目指す



一人前の漁師誕生

